

自転車活用推進計画のフォローアップ

施策1: 地方公共団体における自転車活用推進計画の策定を促進するとともに、歩行者、自転車及び自動車が適切に分離された自転車通行空間の計画的な整備を促進する。

措置	これまでの実施状況
<p>①地方公共団体が自転車活用推進計画を策定する際の基本的な考え方や、策定手順、参考となる先進的な取組事例、安全で快適な自転車利用環境の創出に関する考え方の要点等を記載した「自転車活用推進計画策定の手引き」をとりまとめ、地方公共団体へ周知すること等により、地方公共団体における、自転車ネットワーク計画を含む自転車活用推進計画の策定を支援する。</p>	<p>□地方公共団体が自転車活用推進計画を策定する際の手順や手法等を記載した「地方版自転車活用推進計画策定の手引き(案)」を平成30年8月に作成し、地方公共団体への周知やHPで公表するとともに、担当者説明会を平成30年8月から令和2年5月にかけて計5回実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自転車を活用したまちづくりを推進する市区町村長の会等と連携し、地方版自転車活用推進計画策定の講演会の実施(令和2年2月)や、自転車活用推進本部事務局のHPで策定済みの計画を一括公開するなど、地方公共団体に対して計画策定を支援。 ・地方版自転車活用推進計画を策定した地方公共団体数 89団体 自転車ネットワーク計画を策定した地方公共団体数 203団体 (令和2年3月末現在)
<p>②地方公共団体に対して、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」(平成28年7月19日道路局長・交通局長通知)の周知に努め、教育委員会、学校、PTA、警察、道路管理者等による自転車の視点も踏まえた通学路の安全点検の結果等も考慮するなど、中高生の自転車通学の安全確保を念頭に置いて自転車利用や自転車事故の多い市街地を中心に、自転車通行空間の整備を推進する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地方版自転車活用推進計画策定の手引き(案)(平成30年8月)において、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」(平成28年7月19日 道路局長・交通局長通知)を記載するとともに、HP等に公表することで地方自治体に周知。 ・自転車活用推進計画に基づく自転車通行空間整備を防災・安全交付金の重点配分の対象にするなど、自転車通行空間の整備を促進。 ・歩行者、自転車及び自動車が適切に分離された自転車通行空間の整備延長2,930km(令和2年3月末現在)
<p>③道路交通法に基づき指定される普通自転車専用通行帯として運用可能な「自転車車線(仮称)」の設置について、道路構造令に新たに規定する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・道路構造令において、自転車を安全かつ円滑に通行させるために設けられる帯状の車道の部分として「自転車通行帯」を新たに規定し、「自転車通行帯」の設置要件を規定(平成31年4月25日施行)。

措置	これまでの実施状況
<p>④路肩や交差点等自転車通行空間の安全性・快適性の改善や、コスト縮減に関する事例等をとりまとめ、地方公共団体へ周知を図る。</p>	<p>・自転車通行空間の整備において想定される空間的制約、交差点処理等について工夫して整備を実施した事例(車線数を減少した例:福岡市道大橋駅前3号線など、車道幅員を減少した例:江戸川区道新田仲町通りなど、自転車停止線の前だし:国道359号など)や、コスト縮減に関する事例(路面標示幅を縮小:北九州市道浅生高峰1号線など、矢羽根マークの設置箇所の工夫:京都市道室町通など)等を道路管理者へのアンケート調査により収集、整理している。</p>
<p>⑤ 自転車交通を含め、全ての交通に対する安全と円滑を図るために、道路標識や道路標示、信号機の適切な設置や運用に努める。</p>	<p>・警察庁は、道路標識や道路標示、信号機の適切な設置や運用に努めるよう、各都道府県警察を指導している。</p> <p>・道路管理者としては、警察と連携し上記対策と合わせて、二段階右折を示す路面表示などの対策(国道15号、国道19号、市道香椎浜線)や交差点におけるナビラインの整備(国道4号)などの安全対策について実施。</p>
<p>⑥自転車マップ作成及びWeb地図の在り方の検討 自転車利用者の利便性向上を図るため、自転車通行空間の整備状況、放置自転車禁止区域、駐輪場の位置等を地図上に示した自転車マップを作成するとともに、自転車通行上の要注意箇所や改善を要する箇所について自転車利用者がコメントを投稿できるWeb地図の在り方について検討する。</p>	<p>・自転車通行上の改善箇所等を自転車利用者がコメントを投稿できるWeb地図の在り方を検討するため、国道事務所において試行的に、自転車通行空間整備箇所や駐輪場等の位置を示したサイクリングマップを表示し、一般利用者が写真、コメント等を投稿できる機能を付したマップアプリの作成に着手。</p>
<p>⑦オリンピック・パラリンピックに向けた自転車通行空間の整備推進 関係する地方公共団体と連携して、オリンピック・パラリンピック競技大会までに、競技会場や主要な観光地周辺の道路において、自転車通行空間の整備を推進する。</p>	<p>・東京都では国、都、12区3市、警視庁から構成される検討会において自転車推奨ルートを設定し、オリンピック・パラリンピックに向け、自転車通行空間の整備を推進。</p> <p>・計画延長約200kmに対して、約165km(令和2年7月末)。</p>

措置	これまでの実施状況
<p>⑧自転車の利用促進に関する広報啓発 マイカー等からの自転車への転換によるCO2の削減量を把握した上で、地球温暖化防止に向けた自転車の利用促進に関する広報啓発を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度に実施した「自転車利用環境の整備を通じた交通分野の低炭素化促進事業」についての効果を検証し、CO2削減効果等の評価を実施。 ・環境省が推進する、省エネ・脱炭素型製品への買換・サービスの利用、ライフスタイルの選択など、地球温暖化対策に資するあらゆる賢い選択を促す国民運動「COOL CHOICE」の取組の一つである、日々の移動をエコにするライフスタイル「smart move」において、CO2排出量削減の観点から自動車の利用から自転車への活用について普及啓発を実施。

施策2: 路外駐車場や荷さばき用駐車スペースの整備、自転車通行空間上の違法駐車取締りの推進等により、自転車通行空間の確保を促進する。

措置	これまでの実施状況
<p>① 物流活動が周辺交通へ与える影響を抑制するため、物流ニーズと物流事業者の負担を踏まえ、関係者の理解を得つつ、地域における荷さばきルール策定の促進・荷さばき場や路外駐車場の整備等の取組を進める。</p>	<p>・地方公共団体に対して平成31年2月1日及び令和2年1月27日に開催した全国駐車場政策担当者会議等を通じて、荷さばき駐車場の共用化などの先進事例について周知を図るほか、一定規模以上の建築物については、駐車場法に基づき、荷さばき駐車施設の設置を義務付ける条例を地域の実情に合わせて制定するよう検討を要請し、地域の需要やまちづくり計画等と整合した荷さばき駐車施設の整備を促進した。</p>
<p>② 植樹帯の活用等による停車帯の設置に関する弾力的な運用のあり方について検討する。</p>	<p>・植樹帯を活用した停車帯について、国土技術政策総合研究所において停車ます及びその前後空間の形状に関しての構内実験を実施し、駐車ますの望ましい形状について検討。</p>
<p>③ 利用率の低いパーキング・メーター等の撤去を検討する。</p>	<p>・パーキング・メーター及びパーキング・チケット発給設備のうち、利用率の低いものについては撤去を検討するよう各都道府県警察に対して指導している。</p> <p>・なお、パーキング・メーター及びパーキング・チケットの駐車枠数は、令和元年度末時点で前年度末に比べて501枠減少している。</p>
<p>④ 自転車通行の安全性を向上させるため、自転車専用通行帯の設置区間では、自転車を含めた周辺の交通実態や沿道状況等を踏まえ、警察と道路管理者が連携して、停車帯の設置又は駐停車禁止規制の実施を検討する。</p>	<p>・自転車専用通行帯の設置区間では、自転車を含めた周辺の交通実態や沿道状況等を踏まえ、警察と道路管理者が連携して、停車帯の設置又は駐停車禁止規制の実施を検討するよう指導又は働き掛けを実施している。</p>
<p>⑤ 地域住民の意見・要望等を踏まえて違法駐車取締りに係るガイドラインを策定、公表、見直し、悪質性・危険性・迷惑性の高いものに重点を置いて取締りを行い、特に自転車専用通行帯をふさぐ違法駐車についての取締りを積極的に推進する。</p>	<p>・令和元年中における駐車監視員活動ガイドラインの改定数 ・・・187署</p> <p>・令和元年中確認標章取付件数(全国)・・・1,101,499件</p>
<p>⑥ 駐車監視員を活用し、駐車違反を行った者又は違反車両の使用の責任を問う現行制度を引き続き適切に推進する。</p>	<p>・令和元年中における駐車監視員活動ガイドラインの改定数 ・・・187署</p> <p>・令和元年中確認標章取付件数(全国)・・・1,101,499件</p>

施策3:シェアサイクルと公共交通機関との接続強化や、サイクルポートの設置促進等により、シェアサイクルの普及を促進する。

措置	これまでの実施状況
①シェアサイクルの普及促進のため、関係府省庁による検討会を設置し、事業の規制の必要性や支援の在り方等について検討する。	・シェアサイクルの普及促進を図るため、専門的な見地から検討する「シェアサイクルの在り方検討委員会」を令和2年3月に設置し、シェアサイクルの公共的な交通としての在り方や、課題解決の方策等について検討。
②サイクルポート設置の促進を図るため、路上や既設駐輪場等の公共用地や公開空地、コンビニ等の民有地へのサイクルポート設置の在り方について、関係者と連携しつつ検討する。	<p>・路上等の公有地及び観光施設等の民有地におけるサイクルポートの設置の現状や、都市再生特別措置法に基づく占用特例の活用事例や設置の促進に向けての課題等を全国の地方公共団体に対して調査を行い、とりまとめ、周知。</p> <p>・シェアサイクルの普及促進を図るため、専門的な見地から検討する「シェアサイクルの在り方検討委員会」を令和2年3月に設置し、シェアサイクルの公共的な交通としての在り方や、課題解決の方策等について検討。</p>
③鉄道駅等の周辺においてサイクルポートの設置を推進するとともに、関係機関に対してサイクルポートの案内サイン設置を要請する。	・全国シェアサイクル会議や「地方版自転車活用推進計画策定の手引き(案)」等を活用して、各地方公共団体等に対して、鉄道駅等の周辺へのサイクルポート設置及び案内サイン設置の検討を要請した。
④公共交通を補完する交通システムとして、シェアサイクルの安全性及び快適性を向上するために、サービス提供エリアにおける自転車通行空間の整備を促進する。	<p>・担当者説明会(平成30年8月)において、「地方版自転車活用推進計画策定の手引き(案)」の説明を実施し、地方版自転車活用推進計画への位置付けを検討するよう周知。</p> <p>・金沢市では、中心市街地のシェアサイクルサービス提供エリアにおいて、車道混在を中心とした自転車通行空間の整備を実施。</p>
⑤地方公共団体ごとに構築されているシェアサイクルの貸出・返却システムの共同化について検討する。	<p>・シェアサイクルの貸出・返却システムの現状と、各システムの共同化に関する課題等を全国の地方公共団体に対して調査を行いとりまとめた。</p> <p>・シェアサイクルの普及促進を図るため、専門的な見地から検討する「シェアサイクルの在り方検討委員会」を令和2年3月に設置し、シェアサイクルの公共的な交通としての在り方や、課題解決の方策等について検討。</p>
⑥シェアサイクル利用者の利便性向上を図るため、個人認証、決済にあたって交通系ICカードのワンタッチ利用が可能となるよう、関係機関に対して運用改善を要請する。	・シェアサイクルの普及促進を図るため、専門的な見地から検討する「シェアサイクルの在り方検討委員会」を令和2年3月に設置し、シェアサイクルの公共的な交通としての在り方や、課題解決の方策等について検討。

措置	これまでの実施状況
<p>⑦インターネット等の経路検索の対象となるよう、シェアサイクル関連情報の定型化について検討する。</p>	<p>・シェアサイクルの普及促進を図るため、専門的な見地から検討する「シェアサイクルの在り方検討委員会」を令和2年3月に設置し、シェアサイクルの公共的な交通としての在り方や、課題解決の方策等について検討。</p>
<p>⑧関係する地方公共団体と連携し、オリンピック・パラリンピック競技大会までにサイクルポートの高密度化、駅等の拠点における貸出自転車の重点配備を実施する。</p>	<p>・令和元年11月6日に開催した全国シェアサイクル会議等を活用して、各地方公共団体等に対して、サイクルポートの高密度化、駅等の拠点における重点配備に関する働きかけを行った。</p> <p>・シェアサイクルの導入を支援するため、インバウンド対応のためのシェアサイクル導入促進事業を平成31年度予算から創設し、高密度化、駅等の拠点における重点配備を支援。</p>

施策4: 地方公共団体と鉄道事業者の連携を強化すること等により、地域の駐輪ニーズに応じた駐輪場の整備を推進する。

措置	これまでの実施状況
<p>①路外への駐輪場設置を推進するとともに、路上への駐輪場設置の促進を図るため、占用時の幅員等、占用許可基準の運用の在り方について検討する。</p>	<p>・路上への自転車駐車場設置の促進に向け、道路占用時の考え方やその問題点、解決方法について把握するために、道路管理者や駐輪場事業者等へのヒアリングを行うとともに、路上自転車駐車場の整備事例の収集及び現地調査などを行い、路上自転車駐車場の整備の在り方等について検討。</p>
<p>②自転車と公共交通の結節点となる鉄道駅等の周辺をはじめとした、地域の駐輪ニーズに応じた駐輪場の整備や利用率向上に向けた取組みについてとりまとめ、地方公共団体等へ周知する。</p>	<p>・駐輪場の整備等を取りまとめた「自転車等駐車場の整備のあり方に関するガイドライン」を全国街路交通主管課長会議等を通じ引き続き周知した。</p>
<p>③自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律第5条第2項における、「鉄道事業者は鉄道駅の周辺における自転車等駐車場の設置が円滑に行われるよう、地方公共団体や道路管理者から協力を求められたときは、用地提供等により、駐車場の設置に積極的に協力しなければならない。」という規定に基づき、引き続き、鉄道事業者の積極的な協力を求めていくとともに、地方公共団体等からの要望に応じ、国としても、地方公共団体等と鉄道事業者との協議に参画し、個別事案の解決に向けた指導・助言を行う。</p>	<p>・自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律(以下「自転車法」という。)第5条第2項の規定に基づき、引き続き、鉄道事業者の用地提供等の積極的な協力を求めていく。</p> <p>・また、必要に応じ、地方公共団体等からの要望を踏まえ、地方公共団体等と鉄道事業者との協議に参画し、個別事案の解決に向けた指導・助言を行う。</p>
<p>④多様な自転車の駐輪ニーズに対応するため、業界団体によるサイクルラックに関する技術基準の見直しを進めるとともに、地方公共団体等に対して周知を図る。</p>	<p>・(一社)自転車駐車場工業会が平成30年11月に策定した「子乗せ自転車スライド式サイクルラック技術基準」について、令和2年1月27日に開催した全国駐車場政策担当者会議を通じて地方公共団体へ周知した。</p>

施策5:社会実験等を踏まえて、駐輪場やシェアサイクルの運営、放置自転車対策等の効率化に向けて自転車のIoT化を促進する。

措置	これまでの実施状況
<p>①駐輪場やシェアサイクルの運営、放置自転車対策等の効率化に資するよう、全国で統一的な運用が可能なICタグの導入について社会実験等を行いながら検討する。</p>	<p>・自転車へのICタグ装着及び読み取り方法について、読み取り成功率の検証を行い、課題の抽出、実現可能性の検証を行った。</p>
<p>②IoT共通基盤技術の研究開発と、同技術を活用したシェアサイクルにおける自転車の再配置への適用に関する検証を実施する。</p>	<p>・国による検証実施は未実施(IoT共通基盤技術を活用したシェアサイクルにおける自転車の再配置への適用について、想定よりも早期に民間企業主導による技術導入が進んだため)</p> <p>事例:</p> <ul style="list-style-type: none"> ・AIによる再配置最適化実証実験(ドコモ・バイクシェア) ・AIによるクーポン配布による行動変容促進(OS)
<p>③自転車の利用実態の把握等による効率的な自転車ネットワーク計画の策定を促進するため、情報通信技術の活用による情報の収集やその利用方策について調査・研究を行う。</p>	<p>・ICTを活用した自転車プローブデータの効率的な取得方法、及び取得データの活用方法を確立するため、自転車プローブデータを利用した自転車の交通状況分析(通行経路やOD等)やWi-Fi/パケットセンサを活用した自転車プローブデータの取得実験を行い、課題の抽出、活用の可能性について検討。</p>

施策6:歩行者・自転車中心のまちづくりと連携し、生活道路における通過交通の抑制や無電柱化と合わせた自転車通行空間の整備についての総合的な取り組みを実施する。

措置	これまでの実施状況
<p>① 地方公共団体が策定する自転車活用推進計画に基づき、コンパクトシティ形成の取組やまちづくりと連携した自転車通行空間の整備や駐輪場の整備、シェアサイクルのサイクルポートの設置等が進むよう、技術的な支援を実施する。</p>	<p>・コンパクトシティ形成の取組やまちづくりと連携した駐輪場の整備、シェアサイクルのサイクルポートの設置が進むよう、まちづくりの観点を踏まえた駐輪場の整備方針やシェアサイクルの導入方策を記載した「自転車等駐輪場の整備のあり方に関するガイドライン」を全国街路交通主管課長会議等を通じ、引き続き周知した。</p> <p>・兵庫県三田市などでは、「誰もが安心して移動できるまち」の実現等を位置づけた総合計画に基づき、自転車走行空間の整備を推進。</p>
<p>② 生活道路における交通安全対策の実施 歩行者・自転車中心のまちづくりと合わせ、道路管理者と都道府県公安委員会が連携して、自動車の速度抑制や通過交通の進入抑制を図る「ゾーン30」の整備や、狭さくの設置等、ハードとソフト両面から交通安全対策を実施するとともに、これらの取組に関する事例等を取りまとめ、地方公共団体に対して周知を図る。</p>	<p>□生活道路における自動車の速度抑制や通過交通の進入抑制を図るため、大仙市や横浜市などへのビッグデータの分析結果の提供や、さいたま市や大野城市などへの可搬型ハンプの貸し出し、交通診断を行う有識者の斡旋等、道路管理者である地方公共団体に対して技術的支援を実施。</p> <p>□また、これらの取組に関する事例を収集してHPIに掲載し、随時、地方公共団体に周知。</p> <p>【実施状況(令和2年3月末時点)】 ○ゾーン30整備数:3,864箇所</p>
<p>③ 無電柱化と合わせた自転車通行空間の整備 無電柱化を推進し、生活道路における安全で快適な自転車通行空間の確保を図るため、地方公共団体や電線管理者に対して、無電柱化に関するノウハウを普及するための、マニュアルの周知や研修等を実施する。</p>	<p>・道路の無電柱化低コスト手法導入の手引き(案)(平成31年3月)を作成し、地方公共団体に周知した。</p> <p>□道路管理者向けの研修や説明会(平成30年度9回、令和元年度7回)において、無電柱化のノウハウの普及を行った。</p>

施策7:自転車競技の普及・振興に向け、国際規格に合致した自転車競技施設の整備等を促進する。

措置	これまでの実施状況
①国際規格に合致した競技施設の整備に対する国としての支援の在り方に関する検討を行う。	・文部科学省、経済産業省、国土交通省の関係省庁で連携し、自転車競技施設の整備に活用可能な国等の支援制度を整理した。

**施策8:公道や公園等の活用により、安全に自転車に乗れる環境の創出を促進し、幅広い年齢層におけるサイクリス
ポーツの振興を推進する。**

措置	これまでの実施状況
<p>①サイクリスポーツを身近で慣れ親しめるよう、自転車競技者を含む関係者に協力を要請することにより、既設競輪場を活用した市民参加の取組や、公園等の有効活用等を促進する。</p>	<p>・都道府県や政令市に対し、地方版の自転車活用推進計画に公園等の有効活用等によるサイクリスポーツの促進について検討・記載するよう働きかけた。</p> <p>・平成30年7月に公益社団法人全国競輪施行者協議会に対し、競輪場を活用した市民参加の取組等を行うよう協力依頼を行い、各地の競輪場で競技用自転車でのバンク走行体験などの市民参加の取組等が行われている。</p>
<p>②障害の有無にかかわらず、自転車の多様性も踏まえ、誰もが安全に自転車を楽しめるよう、走行環境の在り方等について検討する。</p>	<p>〔多様な自転車の利用特性や課題等を把握するため、諸外国における多様な自転車の諸元、規定上走行可能な道路空間等を調査した。また、実際の道路での走行調査等を実施し、課題の抽出等を行い、課題の解決方法について検討を行った。〕</p>
<p>③ タンデム自転車について、各地域の道路交通環境等を踏まえ、安全性が確保される場合には公道走行について検討するよう、都道府県警察に働きかける。</p>	<p>・タンデム自転車について、各地域の道路交通環境を踏まえ、安全性が確保される場合には、タンデム自転車の乗車人員の制限の見直しについて、所要の検討を行うよう、「自転車活用推進計画の決定について」(平成30年6月8日付け警察庁丁交企発第129号)において都道府県警察に働きかけており、平成30年度以降は16道県においてタンデム自転車の公道走行が全面解禁された。</p>

施策9:国民の健康に関する理解力を底上げし、自転車を利用した健康づくりに関する広報啓発を推進する。

措置	これまでの実施状況
<p>①国民全体が人生の最後まで元気に健康で楽しく毎日が送れることを目標とした、「スマート・ライフ・プロジェクト」において、その施策活動の一部として、運動習慣者の割合の増加を達成するため、自転車を活用した健康づくりに関する広報啓発を強化する。</p>	<p>・国民全体が人生の最後まで元気に健康で楽しく毎日が送れることを目標とした、「スマート・ライフ・プロジェクト」において、運動習慣者の割合の増加を達成するため、ウェブサイト等を通じて健康づくりの例として自転車を活用した身体活動を紹介するなど広報啓発を行っている。 (参画団体数 5,476団体、令和2年3月31日現在)</p>
<p>②サイクルツーリズムを推進する地方自治体・企業・団体等に対して、ウェルネスツーリズムやヘルスツーリズムにつながるような、自転車を活用した健康コンテンツと観光を連携した事業の導入、広報活動について、検討及び実施を働きかける。</p>	<p>・平成30年度事業として実施したマーケティング調査において、健康やエクササイズを目的とするサイクリストについてセグメント毎のニーズや嗜好性の分析を実施。今年度においては、この調査結果をレポートとしてまとめ、全国の各都道府県に対して通知するなど横展開を行い、サイクルツーリズムに関する自主的な取組を促した。 ・文献レビューに基づく自転車を活用した身体活動による血圧・血糖値への効果の検証を実施。自転車を活用した健康コンテンツの作成に資するよう、自転車を活用することによる健康効果のエビデンスを収集・整理した。</p>
<p>③地域におけるスポーツクラブ等において自転車を活用している好事例の情報収集及び情報発信を進めるとともに、これらの取組の他地域への展開方法等について検討する。</p>	<p>・総合型地域スポーツクラブに対して毎年実施している「総合型地域スポーツクラブに関する実態調査」において、自転車を活用した取組について把握するとともに、自転車を活用した取組の好事例については、「日本スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ公式メールマガジン」での発信や総合型地域スポーツクラブ全国協議会(SC全国ネットワーク)の総会や研修会において事例発表するなど、他地域への展開方法を関係機関と協議する。</p>
<p>④地方公共団体等と連携して、個人や一定の地域等において、自転車活用による健康増進や医療費に与える影響等に関する国内外の科学的知見の収集や、国内における自転車の活用による医学的効果に関する調査・研究を進める。</p>	<p>・健康増進のための運動プログラムの中心的役割を果たす全身持久力向上のための自転車活用推進の生理的効果や医療費への影響についての文献レビューを実施した。 ・自転車運動の効果を確認するため、日常の通勤手段と糖尿病発症リスクに関するコホート研究を行った。</p>

措置	これまでの実施状況
<p>⑤地方公共団体が策定する自転車活用推進計画に基づき、コンパクトシティ形成の取組やまちづくりと連携した自転車通行空間の整備や駐輪場の整備、シェアサイクルのサイクルポートの設置等が進むよう、技術的な支援を実施する。(6-①の再掲)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・コンパクトシティ形成の取組やまちづくりと連携した駐輪場の整備、シェアサイクルのサイクルポートの設置が進むよう、まちづくりの観点を踏まえた駐輪場の整備方針やシェアサイクルの導入方策を記載した「自転車等駐輪場の整備のあり方に関するガイドライン」を全国街路交通主管課長会議等を通じ、引き続き周知した。 ・兵庫県三田市などでは、「誰もが安心して移動できるまち」の実現等を位置づけた総合計画に基づき、自転車走行空間の整備を推進。
<p>⑥生活道路における交通安全対策の実施 歩行者・自転車中心のまちづくりと合わせ、道路管理者と都道府県公安委員会が連携して、自動車の速度抑制や通過交通の進入抑制を図る「ゾーン30」の整備や、狭さくの設置等、ハードとソフト両面から交通安全対策を実施するとともに、これらの取組に関する事例等をとりまとめ、地方公共団体に対して周知を図る。(6-②の再掲)</p>	<p>□生活道路における自動車の速度抑制や通過交通の進入抑制を図るため、大仙市や横浜市などへのビッグデータの分析結果の提供や、さいたま市や大野城市などへの可搬型ハンプの貸し出し、交通診断を行う有識者の斡旋等、道路管理者である地方公共団体に対して技術的支援を実施。</p> <p>□また、これらの取組に関する事例を収集してHPIに掲載し、随時、地方公共団体に周知。</p> <p>【実施状況(令和2年3月末時点)】 ○ゾーン30整備数:3,864箇所</p>
<p>⑦無電柱化と合わせた自転車通行空間の整備 無電柱化を推進し、生活道路における安全で快適な自転車通行空間の確保を図るため、地方公共団体や電線管理者に対して、無電柱化に関するノウハウを普及するための、マニュアルの周知や研修等を実施する。(6-③の再掲)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・道路の無電柱化低コスト手法導入の手引き(案)(平成31年3月)を作成し、地方公共団体に周知した。 □道路管理者向けの研修や説明会(平成30年度9回、令和元年度7回)において、無電柱化のノウハウの普及を行った。

施策10:企業等への呼びかけ等により、自転車通勤等を促進する。

措置	これまでの実施状況
<p>①関係府省庁及び関係機関が連携し、協議会を設置した上で、自転車通勤に関する課題(通勤手当の支給や、通勤災害への対応、駐輪場や更衣室の設置等)について検討するとともに、自転車通勤導入に関する手引きを作成すること等により、通勤における自転車利用拡大のための広報啓発を実施する。</p>	<p>・自転車活用推進計画に基づく広報啓発活動を効果的かつ効率的に実施するため、官民から構成される「自転車活用推進官民連携協議会」を平成31年4月に設立。企業・団体等が過度な負担なく、適切かつ円滑に自転車通勤制度を導入できるよう「自転車通勤導入に関する手引き」を同年5月に策定・公表。</p>
<p>②企業活動における自転車通勤や業務利用を拡大するため、「自転車通勤推進企業」宣言プロジェクト(仮称)を創設し、支援の在り方について検討する。</p>	<p>・通勤や業務における自転車利用の拡大に向けた広報啓発、自転車通勤を推進する企業を支援するため、自転車通勤等を推進する企業についてHP等で公表する「自転車通勤推進企業」宣言プロジェクトを創設(令和2年4月)。</p> <p>・初回「宣言企業」として、24社・団体を認定(令和2年8月)。</p>
<p>③国の機関において、自転車通勤者や庁舎への来訪者のために必要な駐輪場を整備するとともに、シェアサイクル事業者によるサイクルポートの設置に協力する。</p>	<p>・シェアサイクルの普及促進を図るため、専門的な見地から検討する「シェアサイクルの在り方検討委員会」を令和2年3月に設置し、シェアサイクルの公共的な交通としての在り方や、課題解決の方策等について検討。</p>

施策11:関係者が連携して、自転車に関する国際会議や国際的なサイクリング大会等の誘致を推進する。

措置	これまでの実施状況
<p>①自転車の活用に関するポータルサイトを開設し、海外向け情報発信を強化すること等により、地方公共団体等と連携して、自転車に関する国際会議の誘致・開催に向けた検討を行う。</p>	<p>・自転車活用推進本部のHPにポータルサイトを開設するとともに、日本を代表し、世界に誇りうるサイクリングルートであるナショナルサイクルルートの魅力についても海外向けに情報発信。</p> <p>・自転車まちづくり国際会議である「ベロシティ」について、2024年日本招致に向けて地方自治体への立候補意向調査を実施(令和元年12月)するなど、国際会議の誘致・開催に向けた検討を実施。</p>
<p>②国際的なサイクリング大会開催を希望する地方公共団体と連携し、国としての支援の在り方に関する検討を行う。</p>	<p>・サイクリングを含むスポーツツーリズムに関するセミナー(2019年11月～2020年2月)を全国4箇所で開催し、インバウンド誘客等に必要な情報共有や関係者のマッチング機会創出等を行い、国際的なサイクリング大会に必要な支援制度等の整理を行った。</p>

施策12: 官民が連携した走行環境の整備や、サイクリトレインの拡大等によるサイクリストの受け入れ環境の整備等により、世界に誇るサイクリング環境を創出し、サイクルツーリズムを推進する。

措置	これまでの実施状況
<p>①太平洋岸自転車道等を対象として、先進的なサイクリング環境の整備を目指すモデルルートを設定し、関係者等で構成される協議会において、迷わず安全に走行できる環境整備、自転車のメンテナンスサービスの提供等サイクリストの受入環境整備、ガイドツアーの質の向上等滞在コンテンツの磨き上げ等による魅力づくり、ICTを活用した情報発信を行う等、官民が連携して世界に誇るサイクリングロードの整備を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・先進的なサイクリング環境の整備を目指すモデルルートについて、都道府県・政令市に働きかけるとともに、地方整備局等が協議会や準備会等に参加し、支援した。 ・先進的なサイクリング環境の整備を目指すモデルルートの数 56ルート(令和2年3月末現在)。 ・自転車活用推進計画に基づく自転車通行空間の整備を、防災・安全交付金の重点配分の対象とするなど、モデルルートの取組を支援した。
<p>②大規模自転車道を含めた、広域的なサイクリングロードの整備を推進する。その際、サイクリングロードの安全性や連続性を確保するため、農道や臨港道路を含む道路管理者及び河川管理者等からなる横断的協議機関の設置を促進するとともに、歩行者と自転車の交錯等の安全性に関する課題等について検討する。</p>	<p>☒モデルルートの設定や走行環境の安全性を含めた指定要件等について、地方公共団体に助言を行った。</p>
<p>③日本を代表し、世界に誇りうるサイクリングルートについて国内外へPRを図るため、ナショナルサイクルルート(仮称)の創設に向けて、インバウンドにも対応した走行環境や、サイクリングガイドの養成等受入れ先として備えるべき要件、情報発信の在り方等について検討する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ナショナルサイクルルート制度を令和元年9月に創設。 ・第1次ナショナルサイクルルートの指定、また、ナショナルサイクルルートのロゴマークを令和元年11月に決定、公表。
<p>④鉄道事業者やバス事業者が実施するサイクリトレイン、サイクルバスの取組事例、方法等を集約し優良なものを選定した上で、ベストプラクティスの共有を行うとともに、自社路線におけるサイクリトレイン、サイクルバスの実施について検討を促す。</p>	<p>・鉄道事業者やバス事業者が実施するサイクリトレイン、サイクルバスの取組事例、方法等を集約し共有を行うとともに、自社路線におけるサイクリトレイン、サイクルバスの実施について検討を促した。</p>

措置	これまでの実施状況
<p>⑤道の駅のサイクリング拠点化や、鉄道駅や空港におけるサイクリストの受入サービスの充実に向けて、施設管理者等の関係者に対して協力を要請する。</p>	<p>・モデルルートの整備に関して、各自治体に対して道の駅の拠点化等の受入環境の整備や、サイクルトレイン、サイクルバスを含めたアクセス方法の検討などについて働きかけた。</p>

施策13: 自転車に備えるべき安全性に関する品質基準について、国民にわかりやすく示し、高い安全性を備えた自転車の普及を促進する。

措置	これまでの実施状況
<p>①JIS規格とISOとの整合化作業を進めつつ、JISをベースとしたSG基準やBAAとの関係の在り方について検討する。併せて、これらの規格等に関し、試買テストの結果を含め、消費者が容易に理解できるような情報提供の在り方についても検討する。</p>	<p>・自転車活用官民連携協議会において当該措置について検討することとしており、各マーク(BAA、JIS、SG)に関係する団体による検討会を実施し、各マークの関係性等を整理した。</p>
<p>②消費者が安全に自転車を利用できるよう、自転車の事故情報等の収集を行い、必要に応じて、独立行政法人国民生活センターによる商品テストを行い、その結果等も活用しつつ、消費者へ自転車の安全な利用に向けた広報啓発等を行う。</p>	<p>・「子ども安全メール from 消費者庁」及び「『消費者庁 子どもを事故から守る!』Twitter」にて、自転車等の安全な使い方に関し周知啓発を行った。 Vol.422 ペダルなし二輪遊具やキックスケーター等の事故に注意！（平成30年10月11日） Vol.447 子どもを乗せた自転車の転倒に注意！（平成31年4月11日） Vol.450 自転車の車輪等に指を挟むけがに注意！（令和元年5月9日） Vol.458 自転車のハンドルロックに注意！（令和元年7月4日） Vol.461 ペダルなし二輪遊具の事故に注意しましょう！（令和元年7月25日）</p> <p>・独立行政法人国民生活センターにおいて、実施した商品テスト結果を基に、平成30年11月7日に自転車のリム打ちパンクについて、平成31年3月14日に三輪自転車の走行特性について、令和元年11月21日に走行中に破裂した自転車のチューブについて、消費者への注意喚起、情報提供を行った。</p> <p>・令和元年6月24日、消費者安全法第38条第1項の規定に基づき、ハンドルロック「一発二錠」を搭載した自転車等による事故情報の周知と、当該自転車等の使用に当たっての注意喚起を行った（「ハンドルロック「一発二錠」のケースが破損していたらすぐに自転車の使用を中止してください！」）。</p>
<p>③自転車の積載制限について各地域の道路交通環境を踏まえ、安全性が確保される場合には見直しを検討するよう、都道府県警察に働きかける。</p>	<p>・自転車の積載制限について各地域の道路交通環境等を踏まえ、安全性が確保される場合には見直しを検討するよう、「自転車活用推進計画の決定について」(平成30年6月8日付け警察庁丁交企発第129号)において都道府県警察に働きかけた。</p>

施策14: 自転車の安全な利用に寄与する人材の知識・技術の向上を促進し、より安全な自転車の点検整備を促進するための広報啓発等の取組を促進する。

措置	これまでの実施状況
<p>①一般財団法人日本車両検査協会が実施する自転車技士や公益財団法人日本交通管理技術協会が実施する自転車安全整備士に係る資格試験への支援を行うとともに、交通安全教育の機会等を活用した広報啓発を推進する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度実施の自転車技士試験について、経済産業省として後援名義の使用の許可を行い、同試験の社会的信用度が向上し、受験者増加に繋がるよう支援した。 ・令和元年度において、一般財団法人日本車両検査協会は、JKA補助金を活用して、自転車技士試験の広報用ポスターを作成して関係団体、関係企業に配布した。また、雑誌、Webサイト、新聞に自転車技士試験の広報を掲載した。さらに、自転車技士の広報ポスターを作成し、自転車店舗、関係団体に配布した。 ・令和元年度実施の自転車安全整備技能検定について、警察庁として後援するとともに、職員が技能検定審議会委員及び同試験員に就任するなどの支援を行った。また、自転車の点検整備について、交通安全教育の機会等を活用した広報啓発を推進するよう各都道府県警察に対して通達を発出した。
<p>②自転車技士及び自転車安全整備士の能力向上と受験者の負担軽減に向けて、受験要件の緩和等について検討するよう働きかける。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・一般財団法人日本車両検査協会及び公益財団法人日本交通管理技術協会に対し、施策14措置①、②についての検討依頼文書を発出した。 ・これを踏まえ、両協会では、自転車技士について、来年度の受験資格からの受験要件の緩和(実務経験に代えて専門学校卒業を認める)を実施すると承知している。 ・なお令和2年度の自転車技士試験について、一般財団法人日本車両検査協会は受験要件を緩和する(自転車組立、検査及び整備に関して、同協会が認定した専修学校(専門学校)の専門課程の学科において2年以上の教育を修了していること)することとし、認定を希望する学校からの申請を受けて、審査認定した。

施策15:国民の交通安全意識の向上に資する広報啓発活動の推進や、自転車利用者に対する指導・取締りの重点的な実施により、自転車の安全な利用を促進する。

措置	これまでの実施状況
① 地方公共団体や民間団体等とも連携し、「自転車安全利用五則」を活用する等により、全ての年齢層の利用者に対する自転車の通行ルール等の周知を図る。	・自転車の交通ルールとマナーの周知を図るため、全国交通安全運動や自転車月間等において、関係機関・団体と連携した「自転車安全利用五則」を活用する取組を推進した。
②自転車の安全利用について、全国交通安全運動における実施要綱の推進項目に盛り込む等、国民の交通安全意識の向上を図るための広報啓発に努める。	・令和2年春の全国交通安全運動（令和2年4月6日～4月15日）では、「自転車の安全利用の推進」を運動重点に盛り込み、自転車利用者に対する交通ルール・マナーの周知徹底等の普及・啓発活動を実施するとともに、令和2年9月21日から9月30日の間実施される令和2年秋の全国交通安全運動では、「子供を始めとする歩行者の安全と自転車の安全利用の確保」を運動重点及び推進項目に盛り込み、「自転車安全利用五則」を活用した自転車利用者に対する交通ルール・マナーの周知徹底等の普及・啓発活動を実施する。
③ 交通事故の被害を軽減するため、国や地方公共団体が行う様々なイベント等の機会を活用して、通勤・通学時を始めとした自転車利用時におけるヘルメット着用の促進に向けた広報啓発を図る。	・頭部保護の重要性やヘルメットの被害軽減効果についての理解促進を図るため、ポスターを作成して都道府県警察や関係機関・団体へ送付するとともに、全国交通安全運動や自転車月間等における広報啓発を推進した。
④ 一定の違反行為を反復して行った自転車運転者を対象とした自転車運転者講習制度の着実な運用を図る。	・自転車運転者講習の適切な運用や交通安全教育等の機会において制度の周知を推進した。
⑤交通安全啓発に関するボランティア等に対する講習会等を開催し、自転車の安全利用を含めた交通安全に関する指導技術の向上を図る。	・交通指導員等交通ボランティアに対する交通安全指導に関する研修のカリキュラムに「自転車の交通安全教育について」を盛り込む等し、自転車の安全利用に関する交通指導員等のスキルアップを図っている。

措置	これまでの実施状況
<p>⑥ 高齢者の自転車事故を防止しつつ、社会参加の機会を確保するため、自転車イベント等において、シミュレーターを活用した高齢者向けの交通安全教室を引き続き実施する。</p>	<p>・高齢者が、加齢に伴う身体機能の変化に対応した交通行動について理解を促進するため、自転車シミュレーターの活用等による参加・体験・実践型の自転車教室の開催などによる教育内容の充実を図った。</p>

措置	これまでの実施状況
<p>⑦自転車通行空間の整備に合わせ、整備形態に応じた自転車の通行ルール等について地域住民への広報啓発に努める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・自転車通行空間における整備形態に応じた自転車の通行ルールについて、地域住民への広報啓発に努めるよう道路管理者に通知を発出した(令和元年9月)。 ・自転車通行空間の整備に合わせて、自転車利用者等に対して自転車の通行ルールを周知するため、チラシの配布等による啓発活動を実施(令和元年7月)。
<p>⑧自転車の交通ルール遵守について、国民の手本となるよう、国及び地方公共団体の所属職員に対して、自転車通行ルール等の周知を図り、ルールの遵守について指導を徹底する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・国及び地方公共団体の所属職員に対し、自転車の交通ルール遵守が周知徹底されるよう、国及び地方公共団体へ通知(令和元年9月)。
<p>⑨ 道路標識や道路標示の意味について学科教習で教育を行うほか、地域の実情に応じ、路上教習や路上試験で自転車専用通行帯のある道路を走行するなどの教育を引き続き行っていく。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・道路標識や道路標示の意味について学科教習で教育を行うほか、地域の実情に応じ、路上教習や路上試験で自転車専用通行帯のある道路を走行するなどの教育を行っている。
<p>⑩高齢者の安全・安心な自転車走行をはじめとする自転車に対する多様なニーズに関し、民間企業等が、ニーズ発掘、製品開発等を行うことを支援する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・競輪の売上を原資とする補助事業は、多様なニーズを踏まえた自転車の製品開発を行う事業も補助対象としている。 ・同補助事業について、経済産業省の指導に基づき、補助金交付団体である公益財団法人JKAが企業、団体向けの説明会を開催し、またテレビ・ラジオ等で広報する等、積極的な周知を行った。

措置	これまでの実施状況
<p>⑪ 自転車に関係する交通事故の発生状況、地域住民の苦情・要望の状況等を踏まえて自転車指導啓発重点地区・路線を選定し、当該地区において重点的に、自転車利用者の無灯火、二人乗り、信号無視、一時不停止等に対し指導警告を行うとともに、悪質・危険な違反に対して検挙措置を講ずる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自転車の検挙件数（全国） 22,859件（令和元年中）
<p>⑫ リアカーをけん引する自転車に対して、歩道通行が認められていない等の交通ルールを周知徹底するとともに、悪質・危険な交通違反に対しては取締りを行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自転車の指導警告件数（全国） 1,355,535件（令和元年中） 内訳：無灯火 377,997件 二人乗り 72,787件 信号無視 65,927件 一時不停止 113,065件 歩道通行者に危険を及ぼす違反 246,647件 その他 479,112件
<p>⑬ 地域交通安全活動推進委員、ボランティア、地方公共団体、関係機関・団体、地域住民等において、違反行為を防止するため、指導啓発活動を推進するとともに、警察による交通違反に対する指導取締りを進める。</p>	

施策16: 自転車を含む交通安全教育を推進するため、学校における交通安全教室の開催等を推進する。

措置	これまでの実施状況
<p>①都道府県に対し、交通安全教室等の講師となる教職員等へ向けた講習会開催を支援するとともに、指導の参考となる資料を周知する。</p>	<p>・関係省庁と連携して、自転車を含む交通安全教育を推進するため、学校における交通安全教室の開催等を推進するとともに、都道府県に対し、自転車を含む交通安全教育が効果的に行われるよう、交通安全教室等の講師となる教職員等へ向けた講習会開催の支援を実施した。(令和元年度学校安全教室推進事業委託先: 40都道府県、1政令指定都市)</p> <p>・また交通安全教育の指導の参考となる資料・教材をホームページや研修会等で周知を図った。</p>
<p>②小中高校生を対象として、生徒の発達段階に応じた自転車の安全利用に関する海外の効果的な交通安全教育の実践方法や事例等を関係機関へ周知する。</p>	<p>・全国の教育委員会等の担当者が参加する研修会において、各教育委員会で実施している自転車の安全教育の取組について、意見交換や事例発表を行うなど、効果的な取組の共有や周知を図った。</p>
<p>③教育委員会、学校、PTA、警察、道路管理者等により、自転車の視点も踏まえた通学路の安全点検を行うよう、関係機関へ周知する。</p>	<p>・教育委員会、学校、PTA、警察、道路管理者等による自転車の視点も踏まえた通学路の安全点検について、モデル的に実施するために、自転車に関わる事故統計データ(事故発生件数)、DID、自転車ネットワーク計画の策定状況を踏まえて検討を実施。</p>

施策17: 地方公共団体における自転車活用推進計画の策定を促進するとともに、歩行者、自転車及び自動車が適切に分離された自転車通行空間の計画的な整備を促進する。(再掲)

措置	これまでの実施状況
<p>①地方公共団体が自転車活用推進計画を策定する際の基本的な考え方や、策定手順、参考となる先進的な取組事例、安全で快適な自転車利用環境の創出に関する考え方の要点等を記載した「自転車活用推進計画策定の手引き」をとりまとめ、地方公共団体へ周知すること等により、地方公共団体における、自転車ネットワーク計画を含む自転車活用推進計画の策定を支援する。(1-①の再掲)</p>	<p>□地方公共団体が自転車活用推進計画を策定する際の手順や手法等を記載した「地方版自転車活用推進計画策定の手引き(案)」を平成30年8月に作成し、地方公共団体への周知やHPで公表するとともに、担当者説明会を平成30年8月から令和2年5月にかけて計5回実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自転車を活用したまちづくりを推進する市区町村長の会等と連携し、地方版自転車活用推進計画策定の講演会の実施(令和2年2月)や、自転車活用推進本部事務局のHPで策定済みの計画を一括公開するなど、地方公共団体に対して計画策定を支援。 ・地方版自転車活用推進計画を策定した地方公共団体数 89団体 自転車ネットワーク計画を策定した地方公共団体数 203団体 (令和2年3月末現在)
<p>②地方公共団体に対して、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」(平成28年7月19日道路局長・交通局長通知)の周知に努め、教育委員会、学校、PTA、警察、道路管理者等による自転車の視点も踏まえた通学路の安全点検の結果等も考慮するなど、中高生の自転車通学の安全確保を念頭に置いて自転車利用や自転車事故の多い市街地を中心に、自転車通行空間の整備を推進する。(1-②の再掲)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地方版自転車活用推進計画策定の手引き(案)(平成30年8月)において、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」(平成28年7月19日 道路局長・交通局長通知)を記載するとともに、HP等に公表することで地方自治体に周知。 ・自転車活用推進計画に基づく自転車通行空間整備を防災・安全交付金の重点配分の対象にするなど、自転車通行空間の整備を促進。 ・歩行者、自転車及び自動車が適切に分離された自転車通行空間の整備延長2,930km(令和2年3月末現在)

措置	これまでの実施状況
<p>③道路交通法に基づき指定される普通自転車専用通行帯として運用可能な「自転車車線(仮称)」の設置について、道路構造令に新たに規定する。(1-③の再掲)</p>	<p>・道路構造令において、自転車を安全かつ円滑に通行させるために設けられる帯状の車道の部分として「自転車通行帯」を新たに規定し、「自転車通行帯」の設置要件を規定(平成31年4月25日施行)。</p>
<p>④路肩や交差点等自転車通行空間の安全性・快適性の改善や、コスト縮減に関する事例等をとりまとめ、地方公共団体へ周知を図る。(1-④の再掲)</p>	<p>・自転車通行空間の整備において想定される空間的制約、交差点処理等について工夫して整備を実施した事例(車線数を減少した例:福岡市道大橋駅前3号線など、車道幅員を減少した例:江戸川区道新田仲町通りなど、自転車停止線の前だし:国道359号など)や、コスト縮減に関する事例(路面標示幅を縮小:北九州市道浅生高峰1号線など、矢羽根マークの設置箇所の工夫:京都市道室町通など)等を道路管理者へのアンケート調査により収集、整理している。</p>
<p>⑤ 自転車交通を含め、全ての交通に対する安全と円滑を図るために、道路標識や道路標示、信号機の適切な設置や運用に努める。(1-⑤の再掲)</p>	<p>・警察庁は、道路標識や道路標示、信号機の適切な設置や運用に努めるよう、各都道府県警察を指導している。</p> <p>・道路管理者としては、警察と連携し上記対策と合わせて、二段階右折を示す路面表示などの対策(国道15号、国道19号、市道香椎浜線)や交差点におけるナビラインの整備(国道4号)などの安全対策について実施。</p>
<p>⑥自転車利用者の利便性向上を図るため、自転車通行空間の整備状況、放置自転車禁止区域、駐輪場の位置等を地図上に示した自転車マップを作成するとともに、自転車通行上の要注意箇所や改善を要する箇所について自転車利用者がコメントを投稿できるWeb地図の在り方について検討する。(1-⑥の再掲)</p>	<p>・自転車通行上の改善箇所等を自転車利用者がコメントを投稿できるWeb地図の在り方を検討するため、国道事務所において試行的に、自転車通行空間整備箇所や駐輪場の位置を示したサイクリングマップを表示し、一般利用者が写真、コメント等を投稿できる機能を付したマップアプリの作成に着手。</p>

措置	これまでの実施状況
<p>⑦オリンピック・パラリンピックに向けた自転車通行空間の整備推進 関係する地方公共団体と連携して、オリンピック・パラリンピック競技 大会までに、競技会場や主要な観光地周辺の道路において、自転車 通行空間の整備を推進する。(1-⑦の再掲)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・東京都では、国、都、12区3市、警視庁から構成される検討会において自転車推奨ルートを設定し、オリンピック・パラリンピックに向け、自転車通行空間の整備を推進。 ・計画延長約200kmに対して、約165km(令和2年7月末)。

施策18:危機管理体制を強化する等、災害時における自転車の活用を推進することにより、地域社会の安全・安心の向上を図る。

措置	これまでの実施状況
<p>①被災状況の把握や住民の避難等、災害時における自転車の活用に関する課題や有用性について検討するとともに、国土強靱化基本計画の見直しに際し、大規模災害発生時における自転車活用について位置づけるなど、必要な措置を講じる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時における自転車活用に関する課題や有用性を把握するため、都道府県や市に対して、防災計画等における自転車の位置づけと災害時における自転車の活用状況に関する調査を実施。また、地方版自転車活用推進計画等への災害時における自転車活用の位置付けを促進するため、コミュニティサイクル無料開放や中学校での自転車を活用した避難訓練等の災害時における自転車活用についての事例を整理。 ・平成30年12月に国土強靱化基本計画の見直しを行い、大規模災害発生時における自転車活用について位置づけた。
<p>②災害時における道路その他の被災状況の迅速な把握のため、全国の国道事務所等において自転車を配備し、訓練を重ねる等により危機管理体制を強化する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・全国の国道事務所等において自転車を計画的に配備しており、令和2年3月末現在で107事務所に685台の自転車を配備。

施策:附則第3条

措置	これまでの実施状況
<p>自転車の運転に関し道路交通法に違反する行為への対応の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な法制上の措置を講ずる。</p>	<p>・自転車利用者の法令違反に対しては、引き続き、指導取締りの徹底を図るほか、平成27年6月から施行された自転車運転者講習制度の運用状況や自転車事故の発生状況や法令違反の内容等も踏まえつつ、必要に応じて違反行為への対応の在り方について検討を進める。</p>
<p>条例等による保険加入の促進を図るとともに、新たな保障制度の必要性等について検討を行う。</p>	<p>・自転車の運行による損害賠償補償制度のあり方に関する検討会を創設し、地方公共団体の条例等の制定による保険加入の促進を支援するため、標準条例を発出するとともに、「加入すべき保険の補償内容」や「被保険者への情報提供のあり方」、「自賠責制度の創設の必要性等」について検討した。</p> <p>・検討会において、「当面は全国の各地方公共団体による条例制定をサポートするほか、国としても情報提供を強化する等により、自転車損害賠償責任保険等への加入促進を図っていく。」と結論が示された。</p> <p>・自転車賠償責任保険等への加入の義務付けに関する地方公共団体の条例制定状況(令和2年3月末現在)</p> <p>義務化 : 15都府県・8政令指定市</p> <p>努力義務 : 11道県・2政令指定市</p>